保護者の皆様へ

愛媛県立松山商業高等学校

愛媛県高等学校等奨学のための給付金の申請について

愛媛県では、授業料以外の教育費の負担軽減を図るため、次の要件を満たす高等学校等の生徒の保護者に対し、「奨学のための給付金(<u>返済不要、申請必要</u>)」を支給しています。申請を希望される方は、申請書類を事務室まで取りに来られるか、もしくは、本校のホームページより申請書類をダウンロードして使用し、期限までに申請してください。

なお、支給要件等の詳細は、別添の「【お知らせ】令和6年度愛媛県公立高等学校等奨学のための 給付金支給申請等に係る手続きについて」をご確認ください。

記

1 支給要件

次の(1)から(3)のすべてを満たしていることが必要です。

- (1) 保護者等が愛媛県内に住所を有している
- (2) ア若しくはイに該当する世帯である
 - ア (通常)保護者等全員の令和6年度(令和5年分)所得に係る県民税<u>所得割</u>及び市町民 税<u>所得割</u>の合計額が<u>非課税</u>の世帯(生活保護受給世帯を含む。)
 - イ (家計急変)令和5年1月以降に家計が急変(保護者等の失職、倒産、死亡、離婚等)し申請時においてもその状況が継続しており、保護者等全員の県民税<u>所得割</u>及び市町民税**所得割**の合計額が非課税である世帯に相当すると認められる世帯
- (3) 当該生徒が基準日(令和6年7月1日)に本校に在学している
- ※ 詳細は、本校のホームページに掲載しますのでご確認ください。

事務課より⇒就学支援金・奨学のための給付金⇒愛媛県高等学校等奨学のための給付金

2 申請書類

7月19日(金)以降、事務室へ取りに来られるか、もしくは、本校のホームページよりダウンロード して使用してください。事務室での用紙配布の期限は7月31日(水)までとします。

取りに来られるのは、生徒でも保護者の方でもかまいませんが、窓口で「<u>通常申請</u>」又は「家計急変申請」の別を伝えてください。

なお、家計急変申請の書類は、事務室での配付のみとします。

3 提出期限

令和 6 年 8 月 8 日(木)

- 4 提出先(封筒に入れて提出してください。)
 - 〒 790-8530 松山市旭町71番地 愛媛県立松山商業高等学校 事務室 TEL 089-941-3751